

消防だより

彦根市消防本部予防課 ☎22-0332・FAX22-9427

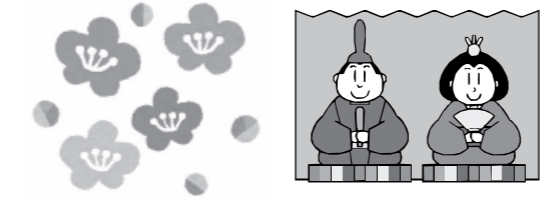
リサイクル市への 家具提供

「趣旨」いらなくなった家具を無料で回収し、大学の新生入生などに提供します。家具を再利用し、資源の無駄使いを減らすことを目的としてます。〈取扱品目〉ベッド、棚、こたつ、机、椅子、洗濯機、電子レンジ、冷蔵庫、自転車、食器、小物など（壊れているものは、受付できません。その他、受付できないものもあります。家電製品は平成22年以降製造のものを引き取ります。学生が使用するため、一般家庭で使用する大きな家具・家電はご遠慮ください。予定の回収量に達し次第、

自衛官等採用試験

募集種目	応募資格	申込期間
自衛官候補生	平成30年4月1日現在、18歳以上27歳未満の人	随時
予備自衛官補(一般)	平成30年4月1日現在、18歳以上34歳未満の人	4月6日(金)まで

詳しくは自衛隊滋賀地方協力本部ホームページ(<http://www.mod.go.jp/pco/shiga/>)をご確認ください。
申込・問い合わせ先 自衛隊滋賀地方協力本部彦根地域事務所(旭町) ☎FAX26-0587



受付を終了する場合があります。)
①回収の受付期限 3月18日(日) ②回収方法 ③直接持込 ④無料出張回収(市内限定) ⑤申込方法 ⑥電話かメールで申し込んでください。 ☎050-0501-8-9(50番) 森野さん※土日のみ対応) ⑦recycle20_usp@yahoo.co.jp (吉田さん) ⑧リサイクル市開催日時 3月25日(日) 正午〜 ⑨リサイクル市開催場所 滋賀県立大学交流センター(八坂町) ⑩問い合わせ先 滋賀県立大学環境啓発サークルLEAFS(リーフス) recycle20_usp@yahoo.co.jp (吉田さん)、ホームページ <http://leafs-usp.wixsite.com/npoleafs>

春の火災予防運動 (3月1日〜同7日) 「火の用心 ことばを形に 習慣に」

この運動は、火災が発生しやすい時期に、火災予防の知識を高め、尊い命や財産を守ることを目的にしています。この機会に、防火の正しい知識や技能を習得しましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

- ①寝たばこはやめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防火品を使用する。
- ⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。
- ⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器の設置・管理

火災を早期に知らせ、逃げ遅れを防ぐために、全ての住宅に住宅用火災警報器(以下、「住警器」)の設置が義務づけられています。

務づけられています。まだ住警器を設置していない場合は、1日も早く設置してください。住警器は、古くなるとセンサーや回路などの電子部品が劣化し、火災を感知しなくなることがあります。10年を目安に、本体ごと交換しましょう。

全国山火事予防運動

春になると、登山などで山に入る機会が増えます。山には枯葉や枯草が多いため、山火事発生の危険性が高くなっています。山火事を防ぐため、枯草などのある場所や、強風時および乾燥時には、たき火をしないでください。また、タバコの投げ捨てはしないようにしましょう。

消防団員を募集しています

彦根市消防団では、団員を募集しています。詳しくは、広報ひこね3月1日号と同時に配布している「我が街を守る消防団」をご覧ください。



平成29年中 火災・救助・救急事案の発生状況

彦根市消防本部では、管内(彦根市と犬上郡)で発生した火災・救助・救急事故状況を統計にまとめ、公表しています。

表1 火災(※)

出火件数	43件
建物火災	21件
林野火災	1件
車両火災	6件
その他	15件
死者	1人
負傷者	7人

表2 救助

出場件数	61件
火災	2件
交通事故	35件
水難事故	4件
機械事故	1件
その他	19件

表3 救急

出場件数	5,747件
急病	3,845件
一般負傷	849件
交通事故	598件
労働災害	67件
その他	388件

※主な出火原因 放火(疑い含む)、たばこ、たき火、電気関係

4月1日から「違反対象物公表制度」の運用を開始します

消防本部では、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反のある建物を、ホームページ上でお知らせする「違反対象物公表制度」を4月1日(日)から運用開始します。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

備えよう住宅用火災警報 10年経ったら取り替えましょう!

救急車は限りある資源です 適正な利用にご理解・ご協力をお願いします!

低炭素社会推進トピックス

省エネ製品の選び方

低炭素社会の構築には、家庭や職場でのエネルギー使用量を少なくして、二酸化炭素の排出量を削減することが大切です。

今回は、省エネ製品の選び方についてご紹介します。

▶電気消費量が多い家電は? 冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコンの4つは、家庭での電気消費量の約4割を占めています。これらの製品の購入時や買替の時は、エネルギー消費効率の良い製品を選ぶようにしましょう。

▶省エネルギーラベリング制度とは? 家電製品について、国の省エネルギー基準を達成しているかどうかを表示する制度です。ラベルに記載されている「省エネ基準達成率」の数字が大きいほど、省エネ性能に優れた製品といえます。製品を選ぶ際の目安にしましょう。

▶お財布にも地球にもやさしい 省エネ製品の購入や買替は、節約になるだけでなく、二酸化炭素の排出量の削減にも貢献することになります。

白熱電球(60W相当)をLEDランプ(昼光色)に切り替えると...
照明器具の年間電気料金 CO2: 50.8kg削減 節約金額: 約2,410円(※2)



▶省エネ性能の高まりがすごい 家電製品などの技術の進化はめざましく、省エネ性能は年々高まっています。どの製品を購入すれば省エネになるのかをしっかりと調べて、地球にやさしい、お得な製品を選んでみてはいかがでしょうか。
※1 出典: 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課「小売事業者が表示する統一省エネルギーラベル等について」
※2 出典: 経済産業省資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド」



▲統一省エネルギーラベル(※1)

問い合わせ先 生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395